

中銀 IC キャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲等)

この特約は、IC キャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様の IC キャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「IC チップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）をご利用するにあたり適用される事項を定めるものです。

この特約は、中銀キャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては中銀キャッシュカード規定が適用されるものとします。

この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは中銀キャッシュカード規定の定義に従います。なお、IC チップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

2. (IC チップ提供機能の利用範囲)

IC チップ提供機能は、この機能の利用が可能な預金機、支払機および振込機を利用する場合に、提供されます。

3. (IC キャッシュカードの利用)

中銀キャッシュカード規定第 1 条に定める提携先のうち、一部の提携先において、提携先の都合により IC チップ提供機能の利用ができない預金機、支払機および振込機を設置している場合があります。この場合、当該預金機、支払機および振込機では、IC チップの提供機能を利用しない取引を行います。

4. (1日あたりの払戻金額)

当行は、当行および提携先の支払機および振込機を利用した預金払戻しにおける 1 日あたりの限度額について、IC チップ提供機能を利用した払戻である場合と、IC チップ提供機能を利用しない払戻である場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

5. (有効期限)

クレジットカード付きの IC キャッシュカードには、クレジットカードの有効期限があります。

クレジットカード付きの IC キャッシュカードで当行がクレジットカードの有効期限の更新を了承しないときは、クレジットカードとともに、IC キャッシュカードも有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。

6. (預金機、支払機および振込機の故障時の取扱い)

預金機、支払機および振込機の故障時には、IC チップ提供機能のご利用はできません。

7. (IC チップ読取不能時の取扱い等)

IC チップの故障等によって、預金機、支払機および振込機において IC チップを読み取ることができなくなった場合には、IC チップ提供機能のご利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。

IC チップの故障等によって、預金機、支払機および振込機において IC チップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

当行の都合により、当行所定の方法で IC キャッシュカードの再発行・再交付を行う場合があります。

以上

(2020 年 4 月 1 日現在)